

令和3年度施策評価表(令和2年度振り返り)

1 施策の概要(第4次長期総合計画(後期:平成28年度~令和2年度)に掲げる事項)	
施策名	02 互いに尊重しあえる意識の醸成
上位政策	01 計画を推進していくために
施策統括課	生活文化課 施策統括課長名 木村 大輔
関連課	総務課、生活文化課
関連する個別計画等	東久留米市第3次男女平等推進プラン
予定計画事業	—
施策に対する基本的な考え方(第4次長期総合計画より)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平和な毎日であること、人権が尊重されていることは、人が生きていくうえであたりまえのことである。平和を尊ぶ意識の醸成に努め、性別や年齢、国籍、民族、文化、言語の違い、障害の有無などによって差別や偏見を受けることのない、すべての人があたりまえに暮らすことができるまちをつくる。 ・ 男女が社会の対等なパートナーとして、あらゆる分野で活躍できる男女共同参画社会の実現を図る。
基本事業名(1~3)	第4次長期総合計画における方向性
02-01 平和と基本的人権の尊重	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「東久留米市平和都市宣言」の理念に基づき、貴重な戦争体験を伝え平和を祈る事業を実施することで、市民の平和意識の醸成を図る。また、平和への意識の普及啓発を行い、次世代へ引き継いでいくための取り組みに努める。 ・ 被害者の声が直接届きにくい児童、高齢者、障害者に対する虐待や配偶者などからの暴力などに対しては、日常的に地域や関係機関と連携を深め、早期発見と細心かつ迅速な対応に努める。 ・ 個人の尊厳を傷つけるような人権問題に対応できるよう相談窓口の充実を図るとともに、すべての人が互いに尊重し、認め合うことができるよう、人権教育、啓発活動を推進する。 ・ 市内で生活する外国人と、文化・習慣の違いを尊重し、互いの価値観などを理解し合い、信頼関係を築いていくとともに、在住外国人が安心して市民生活を送ることができるよう支援を行う。
02-02 男女共同参画の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 震災の体験から男女平等参画社会の形成が重要であることが認識されているが、東久留米市では平成12年に「男女共同参画都市宣言」を行い、「男女平等推進プラン」に基づいた男女共同参画の意識を啓発するための計画的な取り組みを進めている。今後も、一人ひとりが互いを尊重し、充実した家庭生活、職業生活、その他の社会生活を送ることができるように、市内各所での講座開催やインターネット、SNSなども活用し、広く男女共同参画の意識醸成を図るとともに、市民、事業者、行政が互いに連携を深め、男女共同参画社会の実現に向けた取り組みを進める。

1 施策の概要（第4次長期総合計画（後期：平成28年度～令和2年度）に掲げる事項）	
基本事業名（4～5）	第4次長期総合計画における方向性

2 施策の成果指標と実績					
No	成果指標	単位	平成30年度	平成31年度	令和2年度
1	人から差別や嫌がらせを受けたと感じたことがある市民の割合	%	17. 0	未把握	14. 3
2	平和について考えたことのある市民の割合	%	75. 0	未把握	77. 5
3	社会全体で見て男女は平等になっていると考える市民の割合	%	27. 3	未把握	23. 9
4					
5					

3 施策内事務事業数と施策のコスト					
項目	単位	平成30年度	平成31年度	令和2年度	
本施策を構成する事務事業数	本	11	11	11	
トータルコスト	千円	32, 848	38, 433	39, 993	
事業費（内書き）	千円	13, 162	10, 825	10, 878	
人件費（内書き）	千円	19, 686	27, 608	29, 115	

4 基本事業について (1~3)		
	現状と課題	令和4年度に向けた方向性
1	<ul style="list-style-type: none"> ・終戦から長い年月が経過し、戦争に関する資料や体験談に触れる機会が減ってきている。いかにして、戦争の悲惨さを風化させることなく、平和の大切さを次世代へ継承していくかが求められている。 ・人権については、全ての人に保障された権利であるが、本市の過去の施策成果等アンケートにおいても、人から差別や嫌がらせを受けたと感じたことがあるとの回答が一定数ある。児童、高齢者、障害者への虐待や配偶者への暴力の他、ヘイトスピーチ、震災における人権侵害、LGBT、同和問題、犯罪被害者に対するものなど、多岐にわたる分野への対応も必要となっている。人権週間市民のつどい、人権相談に加え、人権啓発施策の検討も考える必要がある。また、職員に対する人権研修も行っていく必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・戦争に関する資料展示や「平和の千羽鶴」の事業を通じて、貴重な戦争体験を伝え、平和の尊さや戦争の悲惨さを次世代に引き継ぎ、市民の平和意識の醸成を図る。 ・人権について、広く市民の方に理解いただくため、引き続きパンフレットの配置、広報紙、市ホームページを通じて啓発を行う。職員に対しても様々な分野で人権を意識した対応が必要であることを研修などで周知していく。
2	<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画については、男女平等推進センター、地域センター、市民プラザ等での事業開催、市ホームページ、SNS等により情報発信を進めてきた。また、女性の悩みごと相談・法律相談の展開も図り多くの方に利用されている。 ・男女平等推進センターが庁舎内にあることを生かし、子ども家庭部をはじめ関係部署との連携を深め、市民の皆様が相談しやすい体制づくりを構築している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画に関する意識啓発や知識習得に加え、男女共同参画の視点から地域の課題を解決する実践的活動の場として利用していただく取り組みを進める。 ・相談内容が多岐に渡ることから、庁内関係部署との連携を強化し、相談に的確に対応していく。 ・令和5年度を始期とする次期男女平等推進プランの策定に向けて取り組む。
3		

4 基本事業について (4~5)

		現状と課題	令和4年度に向けた方向性
4			
5			

5 令和4年度に向けた施策方針

【第5次長期総合計画における施策名「互いに尊重しあえる意識の醸成」】

- ・平和と人権に関する施策は、市民の方に多くの媒体や場所を通じて意識の醸成を図れるよう、情報提供に積極的に取り組んでいく。
- ・男女共同参画については、男女共同参画社会の形成の促進についての基本的な計画である「第3次男女平等推進プラン 平成29年度～令和4年度」に基づいた取り組みを着実に推進していく。
- ・令和5年度を始期とする次期男女平等推進プランの策定に向けた準備を進める。

6 令和4年度の施策の位置づけ

———